

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

一

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(NPO活動促進室)

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

(障害福祉課)

一

○貸金業者の登録の取消し

(商工経営支援課)

二

○公有水面埋立ての免許(二件)

(水産業基盤整備課)

二

○道路の区域変更

(道路課)

三

公 告

○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定

(障害福祉課)

四

○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更の届出

(同)

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(教育庁高校教育課)

四

規 則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十七号

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員公務災害補償等条例施行規則(昭和四十二年宮城県規則第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の五に次の一号を加える。

五 負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。)

イ 孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の非常勤職員公務災害補償等条例施行規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の非常勤職員公務災害補償等条例施行規則第二条の五の規定は、平成二十年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 宮城芸術文化振興団体

一 代表者の氏名 黒瀬 理知

二 主たる事務所の所在地 名取市ゆりが丘四丁目二十五番地の十六

三 定款に記載された目的 この法人は、地域や市民に対して、芸術文化に関する事業を行い、芸術文化の振興に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年十月十日

○宮城県告示第十号

障害者自立支援法平成十七年法律第百一十三号(第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サ

ピ入事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四一〇三〇〇〇四〇	事業所の名称及び所在地 塩竈市ひまわり園 塩竈市藤倉二丁目二十番一 号	設置者名 塩竈市	廃止年月日 平成二十年 十月一日
---------------------	--	-------------	------------------------

○宮城県告示第十二号

次の貸金業者について、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の六第一項の規定により、平成二十年十月十日貸金業者の登録を取り消した。

平成二十年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称 PLAZA仙 台	代表者の氏名 白井健一	主たる営業所の所在地 仙台市青葉区中央三丁目六 番七号東日本建物仙台駅前 ビル六階C室	登録番号 宮城県知事(一) 第〇二二六四号	登録年月日 平成十九年 十一月二十日
-----------------------	----------------	--	-----------------------------	--------------------------

○宮城県告示第十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 免許年月日
平成二十年十月十五日
- 二 免許を受けた者の名称
宮城県
- 三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

第一種福貴浦漁港区域内

(2) 区域
石巻市福貴浦字土手三番一に隣接する公有水面
次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成二十年の春分の満潮位（DL+1・六〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 石巻市福貴浦字福貴屋敷六番地内に設置した基点A（北緯三八度二分〇四秒
一九、東経一四一度二六分五七秒六四）から 二〇三度二分一五秒二 二三四・
七二メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 九〇度〇〇分〇〇秒 八・〇〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 一八〇度〇〇分〇〇秒 六五・六五メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 二七六度三四分一六秒 八・一〇メートルの地点

(3) 面積

五二三・一〇平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第一種福貴浦漁港区域内

石巻市福貴浦字土手三番一に隣接する公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑦の地点と④の地点を結ぶ平成二十年の春分の満潮位（DL+1・六〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ⑦の地点 石巻市福貴浦字福貴屋敷六番地内に設置した基点A（北緯三八度二分〇四秒
一九、東経一四一度二六分五七秒六四）から 二二〇度二分四八秒〇 一七六・
一四メートルの地点
- ①の地点 ⑦の地点から 九〇度〇〇分〇〇秒 五八・〇〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 一八〇度〇〇分〇〇秒 一二〇・〇〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 二七〇度〇〇分〇〇秒 五〇・〇〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 二七六度三四分一六秒 八・一〇メートルの地点

(3) 面積

六、九五七・九〇平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

○宮城県告示第十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成二十年十月十五日

二 免許を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

第二種鮪立漁港区域内

気仙沼市唐桑町鮪立二九九番地に隣接する公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑥の地点までを順次に直線で結んだ線、⑥の地点と⑩の地点を結ぶ平成二十年春分の満潮位（DL+1・二七四メートル）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑩の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点の地点 気仙沼市唐桑町鮪立二九九番地内に設置された基点（北緯三八度五三分二六秒、東経一四一度三八分二八秒）の地点

①の地点	基点の地点から	二二三度一八分四二秒	一一四・八六メートルの地点
②の地点	①の地点から	二度二四分二九秒	四八・〇一メートルの地点
③の地点	②の地点から	四七度二二分三九秒	二二・一五メートルの地点
④の地点	③の地点から	七七度二分二〇秒	四八・九五メートルの地点
⑤の地点	④の地点から	一〇六度四五分二七秒	二二・八七メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	一五三度二七分三三秒	九五・九六メートルの地点
⑩の地点	①の地点から	二七二度二四分一九秒	二・一六メートルの地点

(3) 面積

四二七・一一平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第二種鮪立漁港区域内

気仙沼市唐桑町鮪立二九八番地一及び二九九番地、同市唐桑町上鮪立七五番地三の一部及び七五番地四の一部並びに同市唐桑町鮪立二九八番地一三の一部、同市唐桑町鮪立二九九番地に隣接する公有水面並びに同市唐桑町上鮪立一五〇番地一、一四九番地一、一四九番地五、一四五番地、一四四番地二及び一四四番地三並びに同市唐桑町鮪立一八八番地、一八八番地二及び一八九番地の地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑳の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と㉑の地点を結んだ線により囲まれた区域

基点の地点 気仙沼市唐桑町鮪立二九九番地内に設置された基点（北緯三八度五三分二六秒、東経一四一度三八分二八秒）の地点

①の地点	基点の地点から	二二六度一六分〇八秒	一三七・二七メートルの地点
②の地点	①の地点から	三五一度〇三分一八秒	二四・七一メートルの地点
③の地点	②の地点から	三五四度三八分一五秒	一七・五七メートルの地点
④の地点	③の地点から	二度三六分三八秒	三七・六七メートルの地点
⑤の地点	④の地点から	四七度三〇分〇七秒	三四・九四メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	七七度一四分四七秒	五四・三〇メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	一〇六度二一分四七秒	二五・五五メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	二二七度二分一〇秒	二八・六八メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	一五三度三一分四三秒	八一・二〇メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	二二二度四五分一七秒	三四・五一メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から	二二五度二九分〇九秒	三七・一五メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	一九四度四九分三三秒	八・五六メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から	二七六度五六分三三秒	五・一七メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	三三三度二七分三三秒	四二・一九メートルの地点

(3) 面積

一六、三七四・二二平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

○宮城県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年十月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 亘理大河原川崎線

三 道路の区域

変更の区間 角田市大字君萱字薬師堂二七番二地先から 同市大字君萱字山田八一番二地先まで	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	七・八	八一六・〇
	後	一一・七 一七・八	八一六・〇

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関として、次のとおり指定した。

平成二十年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名称	所在地	指定年月日
薬局クレアファーマ名取店	名取市田高字原五百九・三	平成二十年十月一日
有限会社千元堂えきまえ薬局	本吉郡南三陸町志津川中瀬町三十一・七	平成二十年十月一日

二 指定訪問看護事業者

名称	所在地	指定年月日
南三陸訪問看護ステーション	気仙沼市仲町二・三・三十一	平成二十年九月一日

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名称	所在地
変更前	パンダ薬局	塩竈市海岸通り九・八
変更後	リフレ薬局塩釜店	塩竈市北浜一・六・十一
変更後		塩竈市白萩町九・二
変更後		塩竈市白萩町九・七

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 A重油（JIS一種二号）百七十キロリットル
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十年九月三十日
- 四 落札者の氏名又は、名称及び所在地 カガク興商株式会社 石巻市三ツ股二丁目二番一〇六号
- 五 落札金額 一千八百七十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十年八月十九日